

## 地域計画に係るQ&amp;A

項目	照会事項	回答
費用	会議の開催等に係る経費、事務費等の補助はどのように考えているか。	<p>会議の開催等に係る経費については、集落業務の一環として取り組んでいただきたいと考えておりますので、集落の予算の範囲内をお願いいたします。</p> <p>なお、目標地図の作成にあたり必要な事務用品については、11月上旬に集落総代宛てにアンケートを実施し、11月末にはお渡しできるよう準備します。</p> <p><b>※正式に決定するのは、令和5年度町補正予算案が議決されてからになります。</b></p>
費用	中山間地域等直接支払制度もしくは多面的機能支払制度に位置づけて、それぞれの協定や活動組織の予算の範囲内で会議参加者の費用弁償等に充当することは可能か。	<p>【中山間地域等直払制度】 集落戦略の話合いに位置付けるのであれば、充当可能です。</p> <p>【多面的機能支払制度】 地域資源保全管理構想の話合いに位置付けるのであれば、充当可能です。</p>
農地の貸借	農地の貸借において、今後必ず契約をしなければならないのか。	<p>必ずしも契約をしなければならないわけではありません。また、自己所有地を継続耕作する場合は、手続きは不要です。</p> <p>現在は、①「農地法第3条による貸借」と②「農用地利用集積計画による利用権の設定」の2通りの申請があります。令和7年4月以降、②の申請方法が廃止され、既存の①「農地法第3条による貸借」と「農地中間管理機構を通じた貸借」の2通りとなります。</p> <p>なお、ほ場整備で農地中間管理機構関連事業を活用する予定の区域においては、事業開始前に上記の「農地中間管理機構を通じた貸借」を行う必要があります。</p>
農地の集約	圃場ごとに条件が異なるため、集約は難しいのではないのか。	<p>今すぐの集約は難しいと考えております。</p> <p>目標地図の作成については、「残す農地」「残さない農地」を検討していただき、「残す農地」のうち10年後の耕作意向が決まっているところの色塗りをお願いします。</p> <p>今後、毎年協議を重ねる中で、可能な地域は耕作地の交換等で農地を集積・集約ができる地域は進めていくことを想定しております。</p>
農地台帳の提供	意向調査・目標地図の作成にあたり、農地台帳を提供してもらえるのか。	<p>農地台帳の取得を希望する場合は、役場農林振興課にお越しいただき、申請をお願いいたします。</p> <p>なお、申請者がご本人様ではない場合、農地所有者の委任状が必要です。</p>
追加地図の提供	地図が見つからない場合など、追加で地図を提供していただけるか。	<p>目標地図の作成のために提供した地図よりも詳細なものなどを希望する集落には、必要に応じて追加で地図を提供いたします。</p> <p>地番の文字の大きさや紙のサイズ等は、可能な限りご希望に沿う形で提供したいと考えております。</p>
意向調査結果の提供	意向調査が回収された後、どのように集落へ情報提供をするのか。	<p>担当地区の農業委員を通じて、各集落へ情報提供いたします。</p> <p>確認したい内容を担当地区の農業委員へ伝えていただき、集落の協議の場で情報提供することを想定しています。</p> <p>集落の協議の場において、本人から直接意向を確認することは問題ありません。</p>